

令和7年度後期 奥野基金給付型奨学金募集要項

神戸大学大学院海事科学研究科規則に基づく奨学生を次のとおり募集します。

1 申請資格

乗船実習科に在学中及び海洋政策科学部で乗船実習科に進学予定の学生（留学生を除く）のうち、次の各号に定める項目の全てに適合することを要する。

- (1) 次に掲げるとおり海事産業界への貢献を目標に乗船実習科へ進学し、海技資格（三級以上）の取得を目指す者。
 - ア 船舶職員、船舶運航管理者等、船社への就職を希望している。
 - イ 港湾管理者、海事行政官、造船等、船に関わる業務に従事する職員を目指している。
 - ウ 船舶運航に関わる技術・システムの開発に従事する職員を目指している。
- (2) 学業、人物ともに優れていること。
- (3) 修学を継続するため、真に経済的支援が必要と認められること。
- (4) 個人的・社会的目標の実現に向けて将来計画等があること。
- (5) 他の奨学財団（日本学生支援機構は除く。）等からの奨学金を受給していないこと。ただし、他の奨学金との併給可としている奨学金については併給可とする。
- (6) 学部学生は、高等教育の就学支援新制度のうち第Ⅰ～第Ⅳ区分（以下「新制度」という。）による授業料等減免の対象者の認定に申請している学生であること。ただし、同一の学年に留まっている者又は在籍期間が標準修業年限を超えて在籍している者については、その理由をあわせて判断する。乗船実習科学生は、神戸大学授業料免除の対象者と同等の経済状況に該当すると推測される者であること。なお、経済状況の該当の有無については、神戸大学授業料免除申請書類により選考時に判断する。

2 学部学生のうち新制度に該当しない学生の申請

1 申請資格(6)にかかわらず、学部学生のうち新制度に該当しない学生も申請は可能です。ただし、別途「神戸大学授業料免除申請書類」の提出が必要です。また、本奨学金については、家計基準がありますので、「奥野基金給付型奨学金の家計状況の目安」（「新制度に該当しない学生の申請について」2 ページ目）を参考に申請してください。

3 奨学金の支給

学部学生の支給額は 25 万円、乗船実習科学生の支給額は 28 万円です。（後期分一括の金額）

4 申請書類等

- (1) 提出書類 : 奨学生願書（第1号様式）、誓約書（第3号様式）
※新制度に該当しない学生は、別途「令和7年度後期分神戸大学授業料免除申請書類」の提出が必要です。
- (2) 提出先 : 海洋政策科学部教務学生グループ
- (3) 提出期限 : 令和7年10月16日（木）15:00まで
- (4) 採用者 : 学部生は各学年2名まで。（後期は学部生のみ）

5 その他

- (1) 奨学生の採用・不採用を決定したときは、本人に通知する。
- (2) 修学状況が不良なとき、停学その他の処分を受けたとき、その他奨学生として不適当と認められるときは、奨学金の支給を停止し、返還を求めることがある。